

## 「TikTok(ティックトック)」の安全対策について ～子どもが安全にTikTokを利用するため～

「TikTok(ティックトック)」とは、若者を中心に流行しているSNSアプリで、独自の編集機能を使って、15秒から1分ほどの動画を手軽に作成・投稿ができ、また芸能人など世界中のユーザーが投稿した動画を視聴することもできます。



しかし、その流行の裏で、他のSNSと同様にTikTokが原因となり、子どもがいじめや誹謗中傷等の様々なトラブルや犯罪に巻き込まれるケースも報道されています。特に、TikTokは、多くのユーザーが顔を出して投稿しており、動画は写真と比べて映り込む情報が多いため、撮影場所や背景、制服などから個人情報が特定されやすいという特徴があります。

### (1) TikTokを利用可能なのは13歳以上

TikTokの投稿動画の中には、明らかに小学生らしきユーザーが見られますが、TikTokの公式HPでは「13歳以上の方のみが利用できる」、「13歳未満のお子様には、このアプリを使用させないようにしてください」と明記されています。さらにTikTokでは今年から、青少年の保護を強化するために、新規登録時に実施している年齢認証を、従来から利用している新規登録時に年齢認証をしていない全ユーザーに対しても適用するようになりました。



また、16歳未満のユーザーはDM(ダイレクトメッセージ)の送受信ができない他、初期設定でアカウントが「非公開」になり、ユーザーが承認したユーザーだけがフォローや動画の視聴ができるようになるなど、青少年の安全対策に関わる設定に変更を加えています。

### (2) TikTokの「ペアレンタルコントロール」機能

TikTokでは、保護者と子どものアカウントを連携させることで、保護者が子どものアカウントに制限をかけられる「ペアレンタルコントロール」機能をアプリ内に備えています(※保護者、子どもの両方がスマホにダウンロードする必要があります)。この機能により、子どもの利用時間の制限(40~120分)や適切でないコンテンツの表示／非表示、アカウントの公開／非公開の設定、動画にコメントできる人の範囲などを保護者が設定することができます。



警察庁の発表によると、令和元年にSNSを利用して性犯罪などの被害者となった18歳未満の子どもは、全国で2,082人と過去最多を更新しています。Twitter(ツイッター)やInstagram(インスタグラム)など若者に人気のSNSでの被害が目立っていますが、TikTokでの被害も起きており、昨年、愛知県の中1の女子生徒がTikTokで知り合った男に誘拐される事件や東京都の小5女児がTikTokで知り合った男に脅して呼び出され、わいせつ被害にあう事件なども発生しています。

子どものSNS利用については、子ども任せにせず、利用規約などを含め、利用すべきかをまず保護者が判断するとともに、利用する場合は、個人情報の危険性や利用時間、ルールなどを、しっかりと家庭内で話し合い、必要に応じて「ペアレンタルコントロール」等を活用することが重要となります。

＜参考＞・TikTok ニュースルーム

<https://newsroom.tiktok.com/ja-jp>

・警察庁「なくそう、子供の性被害」統計データ

[http://www.npa.go.jp/policy\\_area/no\\_cp/uploads/kodomonoseihigair1.pdf](http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/kodomonoseihigair1.pdf)

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745(直通) メール：[kenan@pref.fukui.lg.jp](mailto:kenan@pref.fukui.lg.jp)

★子どもの安全安心に関する情報などをツイッターで発信しています→

